

○ 特定社員登録規則（平成十九年内閣府令第八十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定社員登録の申請手続）  <b>第四条（略）</b></p> <p>2 前項の特定社員登録申請書には、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る）</p> <p>三〇六（略）</p>	<p>（特定社員登録の申請手続）  <b>第四条（略）</b></p> <p>2 前項の特定社員登録申請書には、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書</p> <p>四〇七（略）</p>